貯　蔵　所　廃　止　届

根拠法令	一般則第４３条 法第２１条第４第 液石則第４３条
適用	・第１種貯蔵所又は第２種貯蔵所の用途を廃止した場合

手順

届出 → ２部提出 → 収受／文書番号 → 審査 → １部返戻 → 起案／決裁 → 通報／台帳記入 → 台帳保存

必要書類

＜留意事項＞

１　貯蔵所廃止届書（一般則様式第２５、液石則様式第２４）

２　第１種貯蔵所設置許可証、第２種貯蔵所届出受理証又は届出書の副本

設置時の許可証、受理証又は届出の副本を返納させる。

審査

１　廃止年月日を確認する。

２　廃止の理由が記入してあること。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、１部返戻する。

通報

届け出た旨を、次の者に通報する。

１　北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。

２　液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。

台帳記入・保存

＜留意事項＞

決裁後、台帳に廃止年月日を記入し、必ず保存する。

廃止した施設の台帳は、別に保管する。